

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
ガバナンス・コード

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
令和5年6月27日

目 次

はじめに	• • •	1
基本原則 1 自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築	• • •	1
原則 1－1 ミッション及び中期目標を踏まえた大学運営に係る方針 (戦略) 及び計画の策定	• • •	1
原則 1－2 中期計画等を策定・実行・検証する体制の構築	• • •	1
原則 1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築	• • •	2
原則 1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の確保及び計 画的な育成	• • •	2
原則 1－5 大学運営の適切性に係る点検・評価及び不断の改革	• • •	2
原則 1－6 内部質保証のための全学的な方針の設定と体制の整備	• • •	2
基本原則 2 適正な経営の展開	• • •	2
原則 2－1 理事長(学長)をはじめとした経営執行部の責務	• • •	3
原則 2－1－1 理事長(学長)の責務		
原則 2－1－2 理事長(学長)を支える補佐体制の構築		
原則 2－1－3 戰略的な資源配分		
原則 2－1－4 法人及び設置する大学の執行部に求められる責務		
原則 2－1－5 開かれた大学づくりの推進		
原則 2－1－6 業務運営の改善と働き方改革の推進		
原則 2－2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築	• • •	4
原則 2－2－1 経営審議会における審議体制の充実		
原則 2－2－2 教育研究審議会における審議体制の充実		
原則 2－2－3 大学業務に対する適切な監査体制の構築		
原則 2－3 理事長選考会議の責務	• • •	4
原則 2－3－1 中立性・公平性を担保した理事長の選考		
原則 2－3－2 理事長の解任のための手続きの整備		
原則 2－3－3 理事長の業務執行に関する評価		
原則 2－4 法令遵守とリスクマネジメント	• • •	5
原則 2－4－1 適切な情報公開と積極的な情報発信		
原則 2－4－2 研究活動における倫理の遵守		
原則 2－4－3 大学特有のリスクに対する備え		
原則 2－4－4 内部統制の仕組みの整備と運用体制		
原則 2－4－5 危機管理体制の拡充		
基本原則 3 教育研究の発展	• • •	6
原則 3－1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現	• • •	6
原則 3－1－1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化		
原則 3－1－2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成		
原則 3－1－3 教育成果と学修成果の把握と可視化		

原則 3－2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築	・・・	7
原則 3－2－1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善		
原則 3－2－2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用		
原則 3－3 教育研究活動の環境や条件整備の方針の明示と適切な整備	・・・	7
 基本原則 4 地域社会への貢献		
原則 4－1 ステークホルダーとの信頼醸成	・・・	7
原則 4－1－1 愛媛県との有機的な関係構築		
原則 4－1－2 生涯教育等を通した成果の還元による地域社会との関係構築		
原則 4－1－3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築		
原則 4－1－4 大学の研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と適切な取組み		
原則 4－2 地域への優れた人材の輩出と県内保健医療福祉職への支援	・・・	8
原則 4－2－1 地域への優れた人材の輩出		
原則 4－2－2 県内保健医療福祉職への支援		
原則 4－2－3 地域社会を支えるイノベーションの創出		
 基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応	・・・	9
原則 5－1 持続可能な社会のための貢献	・・・	9
原則 5－2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進	・・・	9
原則 5－3 人権の尊重とハラスメントの防止	・・・	9
 基本原則 6 財務内容の改善	・・・	9

はじめに

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「本法人」という。）は、「愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に愛媛県により設立された地方独立行政法人（公立大学法人）であり、この目的を達成するために愛媛県立医療技術大学を設置している。

本法人においては、上記設立目的に従って大学を運営し、その社会的責務を適切に果たすと同時に、透明性を高め自ら律することで、多様なステークホルダー（※）との信頼関係をさらに確かなものにする必要がある。

このため、公立大学に共通するガバナンスの基本原則については、一般社団法人公立大学協会が策定した「公立大学ガバナンス・コード」に準拠し、これに本法人独自の取組みを加味して、以下のとおり「公立大学法人愛媛県立医療技術大学ガバナンス・コード」を定める。

（※）学生・保護者・卒業生・愛媛県・県民・地域住民・企業・寄附者・教職員・高等学校などの利害関係者

基本原則 1　自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

本法人は、愛媛県が示す設立目的をミッション（使命）として踏まえ、独立行政法人法第25条第1項の規定により愛媛県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるとともに、愛媛県から措置される基盤的経費（運営交付金）を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、自主性・自律性に基づいた中期計画等を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

原則 1－1 ミッション及び中期目標を踏まえた大学運営に係る方針（戦略）及び計画の策定

本法人は、ミッション及び中期目標を踏まえ、大学運営に係る方針（戦略）を策定するとともに、これらを実現するための具体的な計画である中期計画等を策定し公表する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるなど、透明性の確保に努めていく。

原則 1－2 中期計画等を策定・実行・検証する体制の構築

本法人は、ミッション及び中期目標を踏まえて大学運営に係る方針を策定し、中期計画等を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、中期計画等の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するためのＩＲ機能（※）等の充実など、エビデン

スペースによる検証・資源配分の見直しに努めていく。

(※) データ及び情報を収集・分析し、改善案の立案や施策の実施・検証を行う活動。

原則 1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築

本法人は、ミッション及び中期目標を実現するため、愛媛県からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。

原則 1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の確保及び計画的な育成

本法人は、社会に対する役割を継続的に果たしていくよう、教職員については、性別や年齢、国籍等に捉われない多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を確保するとともに長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画を策定し、研修や人事管理制度等により大学事務の専門職としてのスキルアップを図る。

原則 1－5 大学運営の適切性に係る点検・評価及び不断の改革

本法人は、設置する大学が、社会が急激に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。

原則 1－6 内部質保証のための全学的な方針の設定と体制の整備

本法人は、設置する大学において、内部質保証を設置目的及び社会的使命を達成するために不可欠であると位置付け、内部質保証のための全学的な方針を設定し、明示する。

また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備し、大学運営、教育研究活動及び社会貢献等について、定期的に自己点検・評価を実施し、P D C A サイクルを用いて改善・改革の内部質保証に努めるとともに、愛媛県公立大学法人評価委員会による評価を受け、その指摘や課題の改善に取り組むことで大学活動の質向上を図る。また、定期的に外部評価機関による評価を受け、学内にフィードバックする。

さらに、この内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い改善・向上に向けた取組みを行う。

基本原則 2 適正な経営の展開

本法人は、設置する大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／

社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長を兼務する理事長が、法人運営及びその設置する大学の教育研究の中心として、強いリーダーシップを発揮し、迅速・的確に責任ある意思決定を行うとともに、内部統制等のマネジメント機能を充実させることにより、主体的かつ組織的な運営を可能とする経営体制を構築することが求められる。

また、ガバナンスの基本要素の一つである理事長（学長）に対する自律的な牽制機能を維持する必要がある。

原則2－1 理事長（学長）をはじめとした経営執行部の責務

原則2－1－1 理事長（学長）の責務

理事長（学長）は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、大学の教育研究の成果が最大化されるよう多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。

このため、理事長（学長）は、理事会、経営審議会、教育研究審議会の審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十分に発揮して設置する大学の経営を行う。

また、ミッション及び中期目標やそれを踏まえた大学運営に係る方針、具体的な計画である中期計画等、また実際の取組みや成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信すること等により、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努める。

原則2－1－2 理事長（学長）を支える補佐体制の構築

理事長（学長）は、法人内に理事を任命するとともに、学長として学内の規程に従って、学部長、学科長、学長補佐等の人材を適材適所に選考・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。

理事長（学長）を補佐する理事、学部長等は、理事長が策定した方針や中期計画等を踏まえ、その実現のために、役割、権限、責任を分担しながら、これらの実現に向けて理事長（学長）を補佐する。

原則2－1－3 戦略的な資源配分

理事長（学長）は、原則1－2及び1－3で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。

原則2－1－4 法人及び設置する大学の執行部に求められる責務

本法人及び設置する大学の執行部は、大学経営の重要事項について、迅速かつ十分な検討等を行うことで、理事長（学長）の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。

原則 2－1－5 開かれた大学づくりの推進

理事長（学長）は、設置する大学の運営に外部有識者を任用するほか、学生や保護者の意見を幅広く聴取して大学運営に反映させ、開かれた大学づくりを推進する。

原則 2－1－6 業務運営の改善と働き方改革の推進

理事長（学長）は、社会ニーズの変革により多様化、複雑化する大学運営業務を限られた人員で効率的、効果的に執行するとともに、教職員の働き方改革を実践するため、業務プロセスの大胆な見直し、ＩＣＴ・ＡＩ技術の活用、業務担当の専門化・分業化、教職協働などによる業務改革に取組み、教育及び研究の更なる充実と、働きがいと働きやすさの実現を推進する。

原則 2－2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築

原則 2－2－1 経営審議会における審議体制の充実

本法人は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な有識者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する経営審議会における審議を充実させる。

そのためには、同審議会の役割を踏まえた適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を積極的に任用するなど、運営方法を工夫する。

原則 2－2－2 教育研究審議会における審議体制の充実

本法人は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会における審議を充実させる。

同審議会においては、本法人の経営方針を踏まえ、設置する大学における教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させるため、他の審議会との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をする。

原則 2－2－3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

本法人は、知事が任命する監事による監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果すことができる体制を整備するとともに、監事等が十分かつ適切に監査業務を遂行できる仕組みを工夫する。

監事は、法令等に則って会計監査と業務監査を行い、監査を通じて、法人の経営がミッション及び中期目標等の達成に向け適切かつ効果的・効率的に実施しているかについて監査する必要がある。このため、本法人は、監事がそれらを適切にチェックできる監査体制を工夫する。

原則 2－3 理事長選考会議の責務

原則 2－3－1 中立性・公平性を担保した理事長の選考

理事長選考会議は、理事長の選考や解任を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、選考委員の選任方法や選考理由について

ては透明性の確保に努める。

原則 2－3－2 理事長の解任のための手続きの整備

理事長選考会議は、理事長の選考を行うとともに、理事長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても理事長の解任を申し出る役割があり、同会議は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め理事長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。

原則 2－3－3 理事長の業務執行に関する評価

理事長選考会議は、理事長の選任の後も、理事長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、理事長が学長として大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、同会議による理事長の選考を一過性のものにすることなく、理事長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。

原則 2－4 法令遵守とリスクマネジメント

原則 2－4－1 適切な情報公開と積極的な情報発信

本法人は、愛媛県からの運営費交付金を重要な財政基盤とともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それに異なる多様な者からの理解と支持を得るために、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人の組織運営や大学の活動状況、自己点検・評価結果及び外部評価の結果、財務、その他の諸活動の状況等について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすことにより、大学に対する理解度、信頼度の向上に努める。

また、大学の特色ある教育研究活動や社会貢献等の取組みを広くアピールするため、積極的な情報発信を行う。

原則 2－4－2 研究活動における倫理の遵守

本法人には、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせることで、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。

原則 2－4－3 大学特有のリスクに対する備え

本法人は、設置する大学において、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、必要な体制を整備する。

原則 2－4－4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

本法人は、設置する大学の活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを構築し、継続的な見直しを図る。

原則 2－4－5 危機管理体制の拡充

本法人は、近年の大規模災害や世界的な感染症などの未曾有の事態に対応した危機管理体制の拡充を図るとともに、日頃の安全衛生管理に努め、安全・安心な教育研究環境を確保する。

基本原則 3 教育研究の発展

本法人は、設置する大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、理事長（学長）には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

また、本法人は、その設置する大学において、デジタル化・ＩＣＴ活用などの教育・研究・学修を取り巻く様々な環境変化に対応するため、時代に則した効果的・効率的な教育研究活動を促進することが求められる。

原則 3－1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則 3－1－1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

本法人が設置する大学は、基本原則 1 で掲げるミッションや中期目標を踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。

原則 3－1－2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

本法人が設置する大学は、原則 3－1－1 で掲げる学修目標を達成するため、編成・実施方針を定めるとともに、これに基づき、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。

原則 3－1－3 教育成果と学修成果の把握と可視化

本法人が設置する大学は、原則 3－1－2 で掲げる教育課程を通じ、原則 3－1－1 の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生

一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。

原則 3－2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則 3－2－1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

本法人及び設置する大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取り組みを可視化し、改革に資するための F D、 S D 及び教学 I R を推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。

原則 3－2－2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

本法人が設置する大学にとって、原則 3－1－3 で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則 2－4－1 で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。

原則 3－3 教育研究活動の環境や条件整備の方針の明示と適切な整備

本法人は、設置する大学の設置目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた学生の学修や教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備に関する方針を明示したうえで適切に整備し、教育研究活動の促進を図る。

特に、良好で安全な教育環境を保持するため、施設設備を適切に維持管理し、長寿命化を図るための計画に基づく計画的な整備を行う。

基本原則 4 地域社会への貢献

本法人は、愛媛県が示す設立目的のもとで、その活動を展開している。本法人が設置する大学には、大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

原則 4－1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則 4－1－1 愛媛県との有機的な関係構築

本法人は、基本原則 1 で掲げるミッションや目標・計画のもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、愛媛県と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。

また、愛媛県が定める中期目標に対し、適切な中期計画等を策定し、効果

的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。

原則 4－1－2 生涯教育等を通した成果の還元による地域社会との関係構築

本法人は、愛媛県における保健医療に従事する人材の育成や地域への定着、社会課題の解決、地域住民への健康づくりのための学習機会や研究成果の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。

原則 4－1－3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

本法人は、設置する大学の運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。

原則 4－1－4 大学の研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と適切な取組み

本法人は、設置する大学の設置目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を明示し、適切に取り組んでいくとともに、教育研究成果を適切に社会に還元する。

特に、大学の強みや特色を生かした医療福祉分野をはじめ、地域や社会への貢献活動を拡充するため、県や市町との協働事業の実施、大学間連携や高・大連携による相乗・補完的な活動の展開などに意欲的に取組み、公立大学としての役割を發揮するとともに、大学の教育研究力の強化につなげていく。

原則 4－2 地域への優れた人材の輩出と県内保健医療福祉職への支援

原則 4－2－1 地域への優れた人材の輩出

本法人は、設置する大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する医療人材全体の質の向上に努める。

原則 4－2－2 県内保健医療福祉職への支援

本法人は、設置する大学が、県内の保健医療福祉職の資質向上と協働に向けて、県内関係機関の連携を強化するためのハブ的機能を強化するとともに、県内の保健医療福祉関係者が個々のキャリアを開発する機会を提供する。

原則 4－2－3 地域社会を支えるイノベーションの創出

本法人は、設置する大学において、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、社会を支えるイノベーションを創出する。

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応

本法人には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

原則5－1 持続可能な社会のための貢献

本法人は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションや中期目標に応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。

原則5－2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

本法人は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう計画的な取組みを進めていく。

原則5－3 人権の尊重とハラスメントの防止

本法人は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めしていく。

基本原則6 財務内容の改善

本法人は、教育研究水準の向上に資する競争的研究資金等の獲得や大学基金への寄附の増による外部資金の確保を積極的に進めるとともに、18歳年齢人口の減少を踏まえ入学金等の自己収入減対策に取り組む。

また、限られた予算で最大限効果的な大学運営を行うため、教育研究水準の維持向上に配慮しつつ、経費の効率的、効果的な執行と資産の適切な管理運用を徹底する。